

景観重要建造物等保存助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号）第32条第1項の規定により、景観重要建造物、景観重要樹木、都市景観重要建築物、都市景観重要工作物及び都市景観保存樹（以下「景観重要建造物等」という。）の保存のために必要な行為に関し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成の区分と助成対象行為)

第1条の2 助成の区分及び助成の対象となる行為（以下「助成対象行為」という。）は、次の表のとおりとする。

区 分	助成対象行為
景観重要建造物	耐震診断（名古屋市木造住宅耐震診断実施要綱による耐震診断の対象となる建築物を除く。ただし、市長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。） 保存活用を図るための工事に伴う設計（用途変更を伴わない内装工事のための設計を除く。） 外観の保存工事（構造耐力上主要な部分の修理を含む。） 耐震補強工事 警報設備、消火設備、避雷設備及び避難設備の整備工事
都市景観重要建築物及び都市景観重要工作物	外観の保存工事（構造耐力上主要な部分の修理を含む。）
景観重要樹木及び都市景観保存樹	樹木の保存のための維持・管理（以下「保存行為」という。）

2 前項で定める助成の区分及び助成対象行為については、次に掲げるものについては適用しない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定された文化財
- (2) 愛知県文化財保護条例（昭和30年条例第6号）により指定された文化財
- (3) 名古屋市文化財保護条例（昭和47年名古屋市条例第4号）により指定された文化財
- (4) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）により指定された保存樹又は保存樹林
- (5) 緑のまちづくり条例（平成17年条例第39号）により指定された保存樹木

又は保存樹林

3 第1項で定める助成の区分及び助成対象行為のうち、次に掲げる要綱に基づく補助金を受ける場合で、助成の対象となる行為が重複する場合には、該当する行為を助成対象行為から除外するものとする。

- (1) 名古屋市町並み保存事業補助金交付要綱による補助金
- (2) 名古屋市民間木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱による補助金
- (3) 名古屋市民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱による補助金
(助成を受けることができない者)

第1条の3 助成を受けようとする者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者または同条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合は、助成を受けることができないものとする。

（助成金の額）

第2条 助成金の額は、予算の範囲内で、次表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

区 分		助成金の額
景観重要建造物	耐震診断費	耐震診断に要する費用の2分の1以内。 ただし、次のいずれかのうち低い額を限度とする。 ・1㎡あたりの診断費用助成上限額（2,000円/㎡）に建造物の延べ面積を乗じた額 ・1,000,000円
	設計費	設計に要する費用の2分の1以内。 ただし、次のいずれかのうち低い額を限度とする。 ・1㎡あたりの工事費助成限度額（32,600円/㎡）に建造物の延べ面積及び料率（10%）を乗じた額（ただし、塀の場合は、1mあたりの工事費助成限度額（200,000円/m）に塀の延長及び料率（10%）を乗じた額） ・1,000,000円
	工事費	工事に要する費用の2分の1以内。 ただし、次のいずれかのうち低い額を限度とする。 ・1㎡あたりの工事費助成限度額（32,600円/㎡）に建造物の延べ面積を乗じた額（ただし、塀の場合は、1mあたりの工事費助成限度額（200,000円/m）に塀の延長を乗じた額） ・木造の建築物及び工作物については5,000,000円、木造以外の建築物については10,000,000円
都市景観重要建築物及び都市景観重要工作物	工事費	工事に要する費用の2分の1以内。 ただし、次のいずれかのうち低い額を限度とする。 ・1㎡あたりの工事費助成限度額（32,600円/㎡）に建造物

		<p>の延べ面積を乗じた額（ただし、塀の場合は、1 mあたりの工事費助成限度額（200,000 円/m）に塀の延長を乗じた額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造の建築物及び工作物については 5,000,000 円、木造以外の建築物については 10,000,000 円
<p>景観重要樹木及び都市景観保存樹</p>	<p>維持管理費</p>	<p>1 本当たり年 1 回 3,000 円</p>

（交付の申請）

第 3 条 助成を受けようとする者は、助成対象行為の契約締結までに、景観重要建造物等保存助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。ただし、景観重要樹木及び都市景観保存樹にあつては、毎年5月31日までに、景観重要建造物等保存助成金交付申請書（第2号様式）に現況写真を添えて申請するものとする。

- (1) 現況図又は設計図書
- (2) 助成対象行為積算書
- (3) 現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第 4 条 市長は、前条の申請の内容を審査し、助成を行うべきものと決定したときは景観重要建造物等保存助成金交付決定通知書（第3号様式、ただし、景観重要樹木及び都市景観保存樹にあつては第4号様式）により、助成を行うに適しないと認めるときは景観重要建造物等保存助成却下通知書（第5号様式）により、申請をした者にその旨を通知するものとする。

（申請内容の変更）

第 5 条 前条の規定により交付決定通知を受けた者（以下「助成対象行為者」という。）は、第3条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ景観重要建造物等保存助成変更申請書（第6号様式）に変更の内容がわかる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、助成対象行為の内容に影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、この限りでない。

（変更承認の通知）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは変更を承認し、景観重要建造物等保存助成変更承認通知書（第7号様式）により、適しないと認めるときは景観重要建造物等保存助成変更却下通知書（第8号様式）により、助成対象行為者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 助成対象行為者は、助成の申請を取下げるときは、第9条の規定による助成対象行為完了報告書を提出するまでに景観重要建造物等保存助成取下届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(着手届の提出)

第8条 助成対象行為者は、助成対象行為に着手したときは、着手届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、交付決定通知日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。ただし、助成対象行為者が当該期間内に提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

(完了報告書の提出)

第9条 助成対象行為者は、助成対象行為（景観重要樹木及び都市景観保存樹に対する行為を除く。）が完了した場合、助成対象行為完了報告書（第11号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 調査設計報告書又は工事完成写真

(2) 支払明細書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、助成対象行為が完了した日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。ただし、助成対象行為者が当該期間内に提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

3 第4条 の規定により景観重要樹木及び都市景観保存樹について交付決定通知を受けた者は、決定の通知を受けた日から、当該年度の1月31日までの間に実施した保存行為について、市長に報告しなければならない。

4 前項の報告は、2月中に保存行為実施報告書（第12号様式）に現況写真を添えて、市長に提出するものとする。

(助成金の額の確定の通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定による助成対象行為完了報告書を受理したときは、報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行い、助成金の額を確定し、その旨を景観重要建造物等保存助成金確定通知書（第13号様式）により、助成対象行為者に通知するものとする。

2 市長は、前条第4項の規定による保存行為実施報告書を受理したときは、報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行い、助成金の額を確定し、その旨を景観重要建造物等保存助成金確定通知書（第14号様式）により、助成対象行為者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 前条の通知を受けた助成対象行為者は、速やかに景観重要建造物等保存助成金請求書（第15号様式）により助成金の交付を請求するものとし、市長は、請求書の提出があったときは、助成対象行為者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第12条 市長は、助成対象行為者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第4条の助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に基づき提出された申請書等の内容が虚偽であったとき。
- (2) 助成対象行為者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (3) 助成対象行為者が第3条の申請をしたときに、第1条の3に該当していたことが判明したとき。
- (4) 第7条の規定による景観重要建造物等保存助成取下届を受理したとき。
- (5) 第8条第2項の規定による期間内に着手届が提出されなかったとき。
- (6) 第9条の規定による期間内に助成対象行為完了報告書又は保存行為実施報告書が提出されなかったとき。
- (7) その他、市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合においては、速やかにその旨を景観重要建造物等保存助成取消通知書（第16号様式）により当該助成対象行為者に通知するとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われている場合においては、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（景観重要建造物等の管理及び処分の制限）

第13条 助成対象行為者は、助成を受けた景観重要建造物等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 市長は、助成対象行為者が前項の義務に違反したときは、当該助成金の返還を求めることができる。

3 前項の規定により、助成金の返還を求める場合には、速やかにこの旨を通知し、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

4 規則第23条ただし書に規定する期間は、工事完了から10年間とし、助成対象行為者は、少なくともその期間、助成を受けた景観重要建造物等を保存するように努めなければならない。

5 規則第23条に定める市長の承認を受けようとする者は、景観重要建造物等保存助成物件処分承認申請書（第17号様式）により、市長に申請しなければならない。

6 市長は、前項の申請を承認するものと決定したときは、その旨を景観重要建造物等保存助成物件処分承認決定通知書（第18号様式）により、申請した者に通知するものとする。この場合、市長は規則第24条の規定により、期限を定めて、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和63年12月3日から施行する。

2 この要綱に基づく助成は、他の同種の助成と重複して適用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の都市景観重要建築物等保存成実施要綱の規定により助成決定通知を受けた助成対象行為者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者住所

氏名

生年月日

(団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名及び生年月日)

景観重要建造物等保存助成金交付申請書

名古屋市都市景観条例第32条第1項の規定に基づく助成を受けたいので、景観重要建造物等保存助成実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

助成対象行為を行う場 所	名古屋市 区
助成対象行為の内容	
助成対象行為の着手予定年月日	年 月 日
助成対象行為の完了予定年月日	年 月 日
助成対象行為に要する経費	金 円

(注) 1 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 現況図又は設計図書

(2) 助成対象行為積算書

(3) 現況写真

(4) その他市長が必要と認める書類

2 景観重要建造物等保存助成実施要綱第1条の3の規定に該当するときは、景観重要建造物等保存助成金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者住所

フリガナ
氏名

生年月日

(団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名及び生年月日)

景観重要建造物等保存助成金交付申請書

名古屋市都市景観条例第32条第1項の規定に基づく助成を受けたいので、景観重要建造物等保存助成実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

所在地	名古屋市 区
指定物件名	
物件の数	本 金 円

- (注) 1 この申請書には、現況写真を添付してください。
- 2 景観重要建造物等保存助成実施要綱第1条の3の規定に該当するときは、景観重要建造物等保存助成金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式

年 月 日

様

名古屋市長 印

景観重要建造物等保存助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました景観重要建造物等保存助成
については、次のとおり助成金を交付することを決定しましたので通知します。

交付決定番号	
助成対象行為を行う場所	名古屋市 区
助成対象行為の内容	
助成金の額	金 円
交付の条件	

(注) 助成金の額は、助成対象行為の完了年度の予算の範囲内で交付することになります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式

年 月 日

様

名古屋市長 印

景観重要建造物等保存助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました景観重要建造物等保存助成
については、次のとおり助成金を交付することを決定しましたので通知します。

交付決定番号	
所在地	名古屋市 区
実施期間	年 月 日 ~ 年1月31日
保存行為の内容	
助成金の額	金 円
交付の条件	

(注) 助成金の額は、当年度の予算の範囲内で、年度末に提出する助成行為実施報告書
をもとに算定します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式

年 月 日

様

名古屋市長 印

景観重要建造物等保存助成却下通知書

年 月 日付けで申請のありました景観重要建造物等保存助成
については、審査の結果、次の理由により助成できませんので通知します。

(理由)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(あて先) 名古屋市長

申請者住所
氏名

景観重要建造物等保存助成変更申請書

年 月 日付け交付決定番号 の申請の内容について変更
したいので、景観重要建造物等保存助成実施要綱第5条の規定により、次の
とおり申請します。

変更内容及び理由	変更内容	
	変更理由	
助成対象行為に 要する経費	変更前	変更後
	金 円	金 円

(注) この申請書には、変更内容を示す書類を添付してください。

様

名古屋市長 印

景観重要建造物等保存助成変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のありました交付決定番号 の
景観重要建造物等保存助成については、次のとおり内容の変更を承認しました
ので通知します。

助成対象行為 の 変 更 内 容		
助 成 金 の 額	当初交付決定額	変更後交付決定額
	金 円	金 円
交 付 の 条 件		

(注) 助成金の額は、助成対象行為の完了年度の予算の範囲内で交付すること
になります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第8号様式

年 月 日

様

名古屋市長

印

景観重要建造物等保存助成変更却下通知書

年 月 日付けで変更申請のありました交付決定番号
の景観重要建造物等保存助成については、次の理由により、内容の変更を認め
ることができませんので通知します。

(理由)

第9号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者住所
氏名

景観重要建造物等保存助成取下届

年 月 日付け交付決定番号 で交付決定を受けました景観重要建造物等保存助成について、次の理由により助成の申請を取下げたいので届け出ます。

(理由)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第10号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者住所
氏名

着手届

年 月 日付け交付決定番号 で交付決定を受けました
助成対象行為は、次のとおり着手しましたので報告します。

助成対象行為の 着手年月日	年 月 日
助成対象行為の 完了予定年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第11号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者住所
氏名

助成対象行為完了報告書

年 月 日付け交付決定番号 で交付決定を受けました
助成対象行為は、次のとおり完了しましたので報告します。

助成対象行為の 着手年月日	年 月 日
助成対象行為の 完了年月日	年 月 日
助成対象行為に 要した経費	金 円

(注) この報告書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 調査設計報告書又は工事完成写真
- (2) 支払明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第12号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者住所
氏名

保存行為実施報告書

年 月 日付け交付決定番号 で交付決定を受けました
保存行為の実施内容について、次のとおり報告します。

保存行為の内容	保存行為の実施時期	保存行為に要した経費

(注) この報告書には現況写真を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第13号様式

年 月 日

様

名古屋市長

印

景観重要建造物等保存助成金確定通知書

年 月 日付けで提出のありました助成対象行為完了報告書を
審査した結果、次のように景観重要建造物等保存助成金の額を確定しましたの
で通知します。

交付決定番号	
景観重要建造物等 保存助成金の確定額	金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第14号様式

年 月 日

様

名古屋市長

印

景観重要建造物等保存助成金確定通知書

年 月 日付けで提出のありました保存行為実施報告書を審査した結果、次のように景観重要建造物等保存助成金の額を確定しましたので通知します。

交付決定番号	
景観重要建造物等 保存助成金の確定額	本 金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第15号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

住所
氏名

景観重要建造物等保存助成金請求書

年 月 日付けで交付決定のあった景観重要建造物等保存助成金について、景観重要建造物等保存助成実施要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額	金 円
交付助成金の受入先	金融機関名： 口座番号： フリガナ 口座名義：

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

第16号様式

年 月 日

様

名古屋市長 印

景観重要建造物等保存助成取消通知書

年 月 日付け交付決定番号 は、次の理由により、交付決定を取り消すものとし、景観重要建造物等保存実施要綱第12条第2項の規定により通知します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第17号様式

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者住所
氏名

景観重要建造物等保存助成物件処分承認申請書

過去に景観重要建造物等保存助成を受けた建築物等について、名古屋市補助金等交付規則第23条に規定する財産の処分をしたいので、次のとおり申請します。

行為地	名古屋市 区
財産の処分の内容	
交付決定番号	
助成対象行為の 完了年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

第18号様式

年 月 日

様

名古屋市長 印

景観重要建造物等保存助成物件処分承認決定通知書

年 月 日付けで提出のありました景観重要建造物等保存
助成物件処分承認申請書の内容を承認することを決定しましたので、景観重
要建造物等保存助成実施要項第13条第6項の規定により通知します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。